

「耐震診断」、「耐震改修工事」、  
「リフォーム」の費用の一部を  
補助します。

昨年度まで実施していた  
耐震性のある住宅の  
リフォーム補助(補助②)  
の募集はありません。

5/10(月) ~  
受付開始

■受付

市役所東別館4階  
建築指導課  
8:30 ~ 12:00  
13:00 ~ 17:15  
(土日祝、年末年始を除く)

■工事完了期限

令和4年2月12日(土)

■実績報告期限

令和4年2月25日(金)



## 耐震型



耐震型で行う工事では、  
「代理受領制度」を利用  
することで、支払い時に  
用意する工事費が軽減  
されます。

詳細は建築指導課へ  
お問い合わせください。

### 内 容

### 対 象

### 補助率(限度額)

耐震診断の費用  
の一部を補助します。

昭和56年5月31日以前に  
着工された戸建住宅

2/3  
(10万円)

耐震改修工事の費用の  
一部を補助します。

耐震診断の結果、耐震性が  
不足していた戸建住宅

1/2  
(100万円)

耐震改修工事等とあわせ  
て行うリフォームの  
費用の一部を補助します。  
※1

耐震改修工事等を行う  
戸建住宅(貸家は除く)

20%~40%  
(20万円~40万円)

※1 空家活用・移住型に該当する場合は  
下記、詳しくは裏面をご覧ください。

空家活用・移住型

の補助率が適用されます。

## 空家活用・ 移住型



### 内 容

### 対 象

### 補助率(限度額)

空家活用型、  
移住型に該当する場合は  
リフォームの費用の  
一部を補助します。

耐震型

20%~60%  
(20万円~60万円)

その他

20%~40%  
(20万円~40万円)

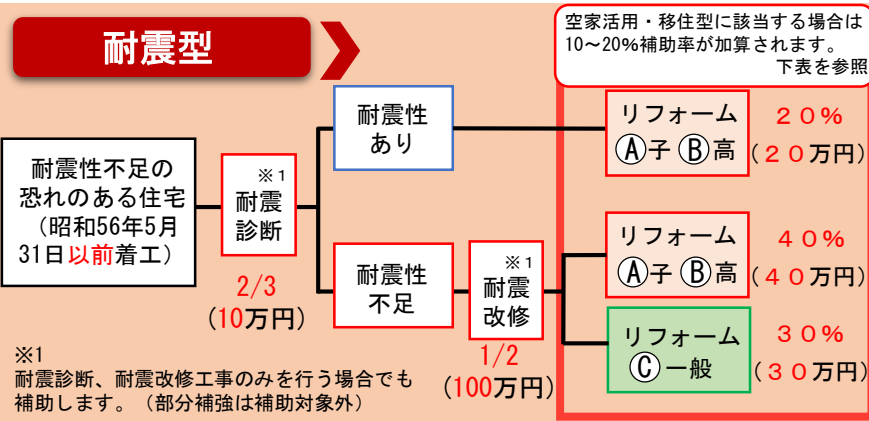
### 空家活用型

対 象 令和3年4月1日現在で、築10年以上経過し、  
かつ  
空家期間が1年以上の戸建住宅のリフォーム

### 移住型

対 象 令和2年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、  
・令和3年4月1日以降に購入した住宅のリフォーム  
・相続、贈与により所有している住宅のリフォーム

## 耐震型



## A 子育て世帯



高校生以下の子供が同居する世帯

## B 高齢者等世帯



高齢者<sup>※2</sup>又は障害者<sup>※3</sup>が居住する世帯

※2 令和3年4月1日現在65歳以上

※3 身体障害者手帳1～4級

精神障害者保健福祉手帳1, 2級

療育手帳A1, A2, B1 いずれかの交付を受けている方

## C 一般世帯



(A、Bを除く世帯)

## 空家活用・移住型

空家活用品、移住型を利用して行うリフォーム

世帯要件

空家活用品、移住型

どちらかに該当

どちらにも該当

耐震型	リフォーム内容	世帯要件		
		どちらかに該当	どちらにも該当	
耐震型	耐震型補助を利用した耐震診断の結果が「耐震性あり」の住宅に行うリフォーム	A子育て(B)高齢者等	30% (30万円)	40% (40万円)
		C一般	20% (20万円)	30% (30万円)
その他	耐震型以外の住宅に行うリフォーム	A子育て(B)高齢者等	30% (30万円)	40% (40万円)
		C一般	20% (20万円)	30% (30万円)

## 主な対象工事

- 断熱改修工事
- 外壁・屋根塗装工事
- その他屋内のリフォーム工事など

## ゼロカーボンシティかごしま

地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、2050年までに鹿児島市の二酸化炭素排出量を実質ゼロに挑戦します！



たとえば・・・（耐震型の場合）

【子育て・高齢者等世帯で空家活用品、移住型どちらにも該当する場合】

最大170万円の補助（耐震診断10万円＋耐震改修工事100万円＋リフォーム60万円）

## 要件

### 補助の要件

- リフォームを行う住宅は申請者が所有し、居住していること（居住していない場合は、実績報告時までに申請者が居住すること）
- リフォームは対象工事が20万円以上であること
- 市税を滞納していないこと
- 補助申請後に「補助金等交付決定通知書」が届いてから契約を結び、診断や工事を行うこと
- 工事完了期限までに診断や工事を完了し、実績報告期限までに実績報告を行うこと
- 他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと（リフォームについては、国のグリーン住宅ポイント制度と併用可能）
- 過去に安全安心住宅ストック支援事業のリフォームを利用していないこと

### 施工業者の要件

- 市内に本社のある法人または住所のある個人業者が行うこと（耐震改修工事とあわせて行うリフォームはこの限りではありません）

問合せ先 鹿児島市建築指導課（市役所東別館4階）

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389 平日8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)

メール: kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ: 「安全安心住宅ストック」 [検索](#) またはQRコード

■事業の詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。

(市ホームページや建築指導課、各支所総務市民課などで入手できます。)



注意!

業者の対応に不安や疑問を持ったらずちに契約せず下記へ相談を!!

- 鹿児島市消費生活センター TEL: 099-808-7500
- 鹿児島県消費生活センター TEL: 099-224-0999
- (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター (住まいるダイヤル) TEL: 0570-016-100